

3 世代同居助成事業

市では、市外に住む子育て世帯が市内に住む親と 3 世代の同居をするために、親が住んでいる住宅をリフォーム・増築・改築・もしくは登記に要した費用および引っ越しにかかる費用の一部を補助します。



要件＝次の要件①～⑩をすべて満たす子育て世帯

- ① 18 歳以下の子どもを有する世帯（出産予定を含む）
※ 18 歳の子どもは、18 歳に到達した年度末までを対象とします。
- ② 親とは、子育て世帯の世帯主またはその配偶者のいずれかの父母、祖父母。
- ③ 子育て世帯全員と親（3 世代世帯）が市内の同一住所に住民登録をしていること。
- ④ 世帯全員が 28 年 4 月 1 日以降に市外から市内に転入し、転入と同時に親の住宅に同居していること。
- ⑤ 世帯全員が市内に転入する日まで 1 年以上継続して市外に居住していたこと。
- ⑥ 子育て世帯か親のいずれかが、29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までに、親の居住する住宅リフォーム・増築・改築などを行い完了していること。
- ⑦ 夫婦のいずれかが申請時に 40 歳以下であること。
- ⑧ 同居する親が市内に住民登録後、引き続き 5 年以上住んでいること。
- ⑨ 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で耐震性のない住宅については、三田市が実施する簡易耐震診断推進事業を活用し簡易耐震診断を受けること。
- ⑩ 三田市に定住する意思があること。

補助額＝最大 30 万円

内訳：①リフォーム工事費または登記費用の 2 分の 1（上限 20 万円）
②引っ越しにかかる費用の 2 分の 1（上限 10 万円）
※ 1,000 円未満の端数は切り捨て

リフォーム工事費用の補助金の対象＝

- ① 3 世代世帯の者が居住するための部分の改築など
 - ② 床・内壁・天井などの内装替え、畳の取り換えなどの内装工事
 - ③ 雨戸・戸・サッシ・ふすまなどの取り換えなどの建具工事
 - ④ 電気・ガスなどの設備工事
 - ⑤ トイレ・風呂・キッチンなどの水廻りの改修などの工事
- ※ 外溝工事や車庫などの設置、下水道接続にかかわる工事、国・県・市の補助金で対象となる工事は対象外となります。必ず、工事前にご確認ください。

その他＝ 29 年 3 月 31 日までに市内の住宅の登記やリフォームを完了した世帯は、28 年度の補助対象になります。29 年 4 月 28 日までに引っ越しおよび転入手続きを完了し、申請書を提出してください。

申し込み・問い合わせ＝ 30 年 4 月 27 日までに必要書類を市役所本庁舎 5 階まちの再生課 (559-5128 FAX 559-7400)

マイホーム借上げ制度推進事業

マイホーム借上げ制度は、50 歳以上のシニア世帯が所有する自宅を手放すことなく「一般社団法人移住・住みかえ支援機構（J T I）」が最長で終身にわたり借上げ、相場より安い価格で、子育て世帯などに転貸する制度です。

市では、より広く普及・活用を図るため、賃貸借に必要となる費用の一部を補助します。



【住宅を貸す場合】

補助金＝マイホームを J T I へ賃貸する場合に必要な①～③の費用の一部を補助します。①事務手数料：18,360 円 ②建物診断費用：48,600 円 ③住宅改修（リフォーム費用）：支払った額の 2 分の 1（上限 60 万円）
※ 1,000 円未満の端数は切り捨て。

対象者＝ 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までに J T I へ賃貸する市内の住宅の所有者

【住宅を借りる場合】

補助金＝市内の J T I の賃貸物件を借りた場合に必要となる費用の一部を補助します。上限 120,000 円【内訳①事務手数料 10,800 円 ②仲介手数料 ③機関保証会社保証料】※支払った費用が補助限度額以下の場合、支払った金額が支給額となります。

対象者＝ 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までに J T I が賃貸する市内の住宅の賃貸契約が完了し、住民登録して居住している借借人。

申し込み・問い合わせ＝ 30 年 4 月 27 日までに必要書類を市役所本庁舎 5 階まちの再生課 (559-5128 FAX 559-7400)

子育て世帯親元近居助成事業

市では、市外に住む子育て世帯が市内に住む親と近居するために、市内に持ち家を取得した時に必要な登記費用および引っ越しにかかる費用の一部を補助します。

要件＝次の要件①～⑧をすべて満たす子育て世帯

- ① 18 歳以下の子どもを有する世帯（出産予定を含む）
※ 18 歳の子どもは、18 歳に到達した年度末までを対象とします。
- ② 世帯全員が 28 年 4 月 1 日以降に市外から市内へ転入し、転入と同時に当該住宅に居住していること。
- ③ 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までに市内の住宅の所有権保存登記または所有権移転登記を行っていること。
- ④ 世帯全員が市内に転入する日まで 1 年以上継続して市外に居住していたこと。
- ⑤ 夫婦のいずれかが申請時に 40 歳以下であること。
- ⑥ 親が市内に住民登録後、引き続き 5 年以上住んでいること。
- ⑦ 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で耐震性のない住宅については、三田市が実施する簡易耐震診断推進事業を活用し簡易耐震診断を受けること。
- ⑧ 三田市に定住の意思があること。

補助額＝最大 30 万円

内訳：①登記費用の 2 分の 1（上限 20 万円）②引っ越しにかかる費用の 2 分の 1（上限 10 万円）※ 1,000 円未満の端数は切り捨て。

その他＝ 29 年 3 月 31 日までに市内の住宅に所有権保存登記または所有権移転登記をした世帯は、28 年度の補助対象になります。29 年 4 月 28 日までに引っ越しおよび転入手続きを完了し、申請書を提出してください。

申し込み・問い合わせ＝ 30 年 4 月 27 日までに必要書類を市役所本庁舎 5 階まちの再生課 (559-5128 FAX 559-7400)

新婚世帯家賃補助事業

市では、市外に住む新婚世帯が市内に定住するため民間の家賃住宅を借りる場合に、家賃の一部を補助します。



要件＝次の要件①～⑥をすべて満たす新婚世帯

- ① 新婚世帯とは、補助金申請日に婚姻届の届出日から 3 年以内で、夫婦のいずれかが申請時に 40 歳以下であること。
- ② 28 年 4 月 1 日以降に市内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を締結していること。
- ③ 子どものいない世帯は、新婚世帯全員が 28 年 10 月 1 日以降に市外から市内に転入と同時に②の民間賃貸住宅に居住していること。子どものいる世帯は、29 年 4 月 1 日以降に新婚世帯全員が転入した場合のみ該当。
※ 転入後に婚姻届を提出する場合は、転入日から 1 カ月以内のみ対象。
- ④ 新婚世帯全員が市内に転入する日まで 1 年以上継続して市外に居住していたこと。
- ⑤ 公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑥ 民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと。

補助額＝実質家賃負担額（賃貸借料のうち共益費、駐車場使用料など、給与に含まれる住宅手当を除いた額）の 3 割（月額上限 12,000 円まで）を補助金の交付決定月から最長 36 カ月間補助します。※ 100 円未満の端数は切り捨てとします。

※ 民間賃貸住宅とは

市営・県営住宅、雇用促進住宅などの公的賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構（UR）の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、社宅、宿舎、寮などの給与住宅および借上公共賃貸住宅、申請者の 3 親等以内の親族が所有する住宅、賃貸住宅を除く民間賃貸住宅です。

申し込み・問い合わせ＝ 転入した日から 6 カ月以内に必要書類を市役所本庁舎 5 階まちの再生課 (559-5128 FAX 559-7400)

ごみの持ち込み時間の拡大

4 月 1 日から、クリーンセンターへのごみの持ち込み時間を変更します。これまで、持ち込みができなかった 12 時～ 13 時の間も持ち込みを受け付けます。

なお、クリーンセンターへごみを持ち込む際は、持ち込み希望日の前日までに必ず予約してください。

持ち込み時間＝月曜～土曜（年末年始を除く）8 時 45 分～ 16 時 30 分
予約専用ダイヤル＝クリーンセンター 0120-489-530 または 559-1212

29 年度クリーンデーの日程

29 年度のクリーンデーの日程をお知らせします。
クリーンデーは、地域に住む人たちがまちをきれいにすることで、快適な生活環境をめざし、美しいまちづくりを進めていく取り組みです。
地域に住む一人ひとりが美化意識をもって、積極的に参加しましょう。

第 1 回	5 月 14 日（日）	第 4 回	12 月 10 日（日）
第 2 回	7 月 9 日（日）	第 5 回	3 月 11 日（日）
第 3 回	9 月 10 日（日）		

問い合わせ＝クリーンセンター (563-5551 FAX 563-6672)

（広告）

COMS の住みかえ支援サービス

1 住まいでマイホームを 終身借上げ !!

2 住みかえ支援機構のマイホーム借上げ制度による終身借上げでマイホームを売却することなく資金調達として活用しませんか？

3 売却の資金に !!

株式会社 COMS ユニティ 提携センター (株) COMS
TEL 0563-11951 FAX 0563-66672
〒410-0801 静岡県三田市本町 1-1-1